

## マイナンバーカードの健康保険証利用について

2023年3月29日

当院では、2023年4月1日よりマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始いたします。

■マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

(公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。)

■患者さんが同意すれば、過去の特定健診結果や薬剤情報が閲覧可能となり、診療に活用することができます。

※マイナンバーカードはお住まいの市区町村で申請が必要です。

※マイナンバーカードが無くても、これまでどおり健康保険証は利用可能です。

※2023年度診療報酬改定に伴い、初診料、外来診療料に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が加算されます。

詳しくは厚労省のリーフレットをご参照ください。

[・マイナ受付の利用方法等について](#)

[・特定健診情報・薬剤情報の閲覧について](#)

その他、ご不明点がございましたら、窓口係員までお問い合わせください。